

○国土交通省告示第七百三十六号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）により指定された令和二年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和二年七月十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	国土交通大臣 赤羽 一嘉	令和二年十二月二十八日
建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	国土交通大臣 赤羽 一嘉	令和二年十二月二十八日

		建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査		特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日	十八日
測量業者の登録	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	十八日	十八日
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用す	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	十八日	十八日

			る場合を含む。) の規定に基づく指定 確認検査機関の指定
建築基準法第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日
建築基準法第十八条の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日
十八日	令和二年十二月二		

建築基準法第六十八条の十一第一項の規定に基づく型式部材等製造者の認証	建築基準法第六十八条の二十四第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定認定機関の指定	建築基準法第六十八条の二十五第三項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定性能評価機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づくる者				

				建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）
道路運送法第七十九条の規定に基づく	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第七条第一項の規定に基づく海技免状の交付	船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五の規定に基づく小型船舶操縦免許証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和二年十二月二十八日
特定被災地域内に主たる事務所を有す	特定被災地域内に主たる事務所を有する者		特定被災地域内に住所を有する者	令和二年十二月二十八日
令和二年十二月二	令和二年十二月二	十八日	令和二年十二月二	令和二年十二月二十八日

自家用有償旅客運送者の登録

る者

十八日

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項（第七

十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可

可

道路運送車両法第三十四条第一項（第
七十三条第二項において準用する場合

令和二年十二月二
十八日

を含む。）に基づく臨時運行の許可を
受けた自動車（特定被災地域を運行の

経路に含むものに限る。）を運行の用

に供する者

道路運送車両法第三十六条の二第一項
(第七十三条第二項において準用する

場合を含む。)の規定に基づく回送運
行の許可及び道路運送車両法及び自動
車検査独立行政法人法の一部を改正す
る法律（平成二十七年法律第四十四号

特定被災地域内に主たる営業所を有す
る者（道路運送車両法及び自動車検査
独立行政法人法の一部を改正する法律
附則第三条の規定によりなお従前の例
によることとされる者を含む。）

令和二年十二月二
十八日

）附則第三条の規定によりなお従前の

		例によることとされた回送運行許可証の交付
道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	令和二年七月豪雨に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付 付
道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
期間の満了日		

自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	基準適合標章を受領した者
自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の	特定被災地域内に住所を有する者 令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日

				交付の請求
タクシ－業務適正化特別措置法（昭和 一百七十六号）第三条第一項の規定に 基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法第二十二条の二第一 項の規定に基づく宅地建物取引士証の 交付	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律 第一百七十六号）第三条第一項の規定に 基づく宅地建物取引業者の免許
特定被災地域内にタクシ－業務適正化 化特別措置法（昭和 三十八年法律第百五十二号）第二十二 条第一項の規定に基づく不動産鑑定業 者の登録	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 三十八年法律第百五十二号）第二十二 条第一項の規定に基づく不動産鑑定業 者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者
令和二年十二月二 一	令和二年十二月二 一	令和二年十二月二 一	令和二年十二月二 一	令和二年十二月二 一

			四十五年法律第七十五号）第十九条第一項に規定する 一項の規定に基づく登録実施機関の登 録	特別措置法第十九条第一項に規定する 登録事務等を行う事務所を有する者	十八日
住宅の品質確保の促進等に関する法律 第四十四条第一項の規定に基づく登録 住宅型式性能認定等機関の登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律 （平成十一年法律第八十一号）第七条 第一項の規定に基づく登録住宅性能評 価機関の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三 号）第二十二条第一項の規定に基づく 浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	令和二年十二月二 十八日
規定する認定等の業務を行う事務所を 規定期間内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第四十四条第一項に 規定する認定等の業務を行う事務所を	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第四十四条第一項に 規定する認定等の業務を行う事務所を	令和二年十二月二 十八日			

				有する者
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項に規定する試験の業務を行う事務所を有する者
十八日	十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日

地質調査業者登録規程（昭和五十二年）	建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和二年十二月二十八日
特定被災地域内に主たる営業所を有する者		特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内において登録事業を行う者	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日
令和二年十二月二二		令和二年十二月二二	令和二年十二月二二	令和二年十二月二二	令和二年十二月二二

建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日	十八日
不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧	下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日	十八日
特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	令和二年十二月二十八日	十八日

問業の登録

賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）

第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅
管理業者の登録

特定被災地域内に主たる事務所を有する者

令和二年十二月二十八日

備考 特定被災地域とは、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。